平成２２年（再ロ）第１１号
兵庫県西宮市大浜町１番41―407号
再生債務者　待田　暁美
1　意見聴取に付する再生計画案　平成22年10月28日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成22年11月22日まで
平成22年11月１日　神戸地方裁判所尼崎支部

平成２２年（再ロ）第５号
千葉県印西市小倉台２丁目１番地１棟406号
再生債務者　川邊　志郎
1　意見聴取に付する再生計画案　平成22年11月２日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成22年11月24日まで
平成22年11月２日　千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（再ロ）第３号
北海道苫小牧市明野元町１丁目４番26号
再生債務者　松橋　信洋
1　意見聴取に付する再生計画案　平成22年10月20日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成22年11月29日まで
平成22年11月１日
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２２年（再ロ）第７５号
大阪市住之江区南加賀屋４丁目16番21号
再生債務者　相馬　周一
1　意見聴取に付する再生計画案　平成22年10月29日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成22年11月29日まで
平成22年11月１日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（再ロ）第８号
沖縄県浦添市字沢岻1329番地
再生債務者　嶺井　政直
1　意見聴取に付する再生計画案　平成22年10月27日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成22年11月29日まで
平成22年11月１日
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（再ロ）第６号
香川県高松市西町９番８サーパス西町501号
再生債務者　坂野　敏史
1　意見聴取に付する再生計画案　平成22年９月27日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成22年11月30日まで
平成22年11月２日
高松地方裁判所破産・再生係

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２２年（再ロ）第１０００５号
東京都府中市美好町２丁目14番地の１ライオンズマンション府中分倍河原205
再生債務者　鵜飼　　実
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年９月22日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年11月２日
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（再ロ）第１号
宮崎市大字本郷北方4357番地12
再生債務者　前田　寛茂
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年10月22日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年11月１日
宮崎地方裁判所民事部個人再生係

平成２２年（再ロ）第３号
福岡県三潴郡大木町大字笹渕996番地２
再生債務者　境　　省三
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年10月26日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年11月１日
福岡地方裁判所柳川支部個人再生係

平成２２年（再ロ）第６２号
大阪市都島区東野田町４丁目23番13号レグルスマンション201号
再生債務者　菅波　正和
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年10月27日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年11月１日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（再ロ）第５号
香川県小豆郡土庄町小馬越甲403番地２
再生債務者　岩見　一生
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年10月29日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年11月２日
高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（再ロ）第６号
鹿児島市唐湊１丁目４番２―709号
再生債務者　濱田　昭司
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年11月１日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年11月２日
鹿児島地方裁判所民事第３部再生係

厚生年金基金変更公告

ユニマット厚生年金基金の事務所の所在地に変更があったので、厚生年金保険法第116条及び厚生年金基金令第４条の規定により次のように公告します。
1．新事務所の所在地　東京都港区南青山２丁目19番１号シティヤマザキビル３階
2．旧事務所の所在地　東京都港区南青山２丁目27番20号南青山ＮＳビル３階
3．変更年月日　平成22年11月８日
平成 22 年 11 月 11 日
ユニマット厚生年金基金

会社その他

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の土木建築工事業に係る関係会社株式管理事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。
この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十二年九月二十四日
掲載頁　一二七頁（号外第二〇一号）
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十二年八月三十日
掲載頁　一二二頁（号外第一八一号）
平成二十二年十一月十一日
東京都中央区日本橋箱崎町七番八号
（甲）ショーボンド建設株式会社
代表取締役　藤井　宗司
兵庫県神戸市東灘区深江浜町一四番地四
（乙）昭和工事株式会社
代表取締役　中村　隆生

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して乙は甲の土木建築工事業に係る関係会社株式管理事業の一部に関する権利義務を承継し甲はそれを承継させることにいたしました。
この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）金融商品取引法による有価証券報告書を提出済。
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十二年九月二十四日
掲載頁　一二七頁（号外第二〇一号）
平成二十二年十一月十一日
東京都中央区日本橋箱崎町七番八号
（甲）ショーボンドホールディングス株式会社
代表取締役　石原　一裕
東京都中央区日本橋箱崎町七番八号
（乙）ショーボンド建設株式会社
代表取締役　藤井　宗司

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。
この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
平成二十二年十一月十一日
東京都中央区八丁堀三丁目二六番一号
合名会社ダブルオー
代表社員　大野　陽子